平成３０年（フ）第９５３号
東京都江戸川区春江町３丁目25―９　第３鈴和ハイツ205、前住所東京都中央区勝どき６丁目５－６－1004
債務者　岩本　哲至
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０２号
東京都八王子市元本郷町３丁目８番４号ガーデンヒルズ301号
債務者　鈴木　　希（旧姓曽根・内田）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７７号
東京都小平市中島町34番４―601号
債務者　小野　勝雄
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６１号
東京都町田市小野路町1974番地１リバーサイドイン鶴美103
債務者　岡崎　大祐
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１４１号
千葉県富津市青木３丁目15番地15　E
破産者　山口　義隆
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１４２号
千葉県富津市青木３丁目15番地15　E
破産者　山口　麻美
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２８５号
千葉県成田市北部130番地
破産者　武藤　幸雄
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９２号
千葉県成田市加良部２丁目２番地１（12棟204号）
破産者　佐久間広之
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９４号
千葉県佐倉市上志津1672番地10　ローズタウンＣ棟513号　大谷方、住民票上の住所千葉県八千代市大和田108番地２　エクレールⅠ―101号
破産者　津田　和哉
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１号
千葉県成田市並木町94番地２（シティハイム並木103）
破産者　鈴木　勝美
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅15―506、破産手続開始決定時の住所東京都羽村市羽中２丁目19番52号コーポシェモアＢ―102
破産者　田邊　　敦
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７９５号
名古屋市中区千代田４丁目８番28号、従前の本店所在地名古屋市千種区池上町３丁目10番地の５
破産者　有限会社ヒューマンレイス
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０６号
名古屋市南区中江２丁目４番８号
破産者　株式会社Ｃ’Ｚ
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１５号
愛知県あま市新居屋辻畑53番地
破産者　中日商務株式会社
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１１号
京都市北区北野西白梅町12番地１
破産者　株式会社紫城舞
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
香川県高松市三谷町1715番地２
破産者　有限会社マージ・マックス
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
秋田県鹿角市尾去沢字森ケ崎２番地11
破産者　川村設備工業株式会社
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第２９８７号
横浜市港南区上大岡西３丁目７番７号
破産者　有限会社まるかめ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６０号
川崎市川崎区砂子２丁目２番３号
破産者　ＡＵ有限会社
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係